

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第161号

だまされないためには、消費生活センターにすぐ相談！

詐欺や悪質商法の手口には限りがなく、日々新たに巧妙な手口が登場します。騙されないように気をつけようと思っても、いつも他人を疑って生活することには無理があります。

必要なのは、「信じる気持ちの裏をかかされると、誰でも隙ができて騙されることがある」という認識です。

◆ 日頃から練習を

騙されないためには、まず自分の判断を注意深く疑ってみることが大切です。不安や夢見心地の中で、急いで契約を決めるように求められても正しい対処ができるように、冷静さを取り戻す練習や、怪しいメッセージに敏感になる練習を日頃からしておくといよいでしょう。

また、消費生活センター等が発信する情報で最新の手口を知ることや、契約前には慎重に調べ、信頼できる人や機関に相談することも大切です。

◆ 消費生活センターとは

商品やサービスを購入して不満を持ったり被害に遭ったりした消費者からの相談を相談員がお聞きをし、解決のための助言やあっせん、情報提供などを行う機関です。都道府県や市区町村等が運営しています。

◆ 相談するときにあるとよいもの

契約書や保証書、製品の写真・パンフレット、ウェブ上の表示を印刷したものなどの客観的な資料があると、相談員が問題点を把握し、解決方法を考えるのに役立ちます。トラブル発生までの出来事をまとめたメモなども用意するとよいでしょう。

一口メモ

- 消費生活センターは、相談員が相談者に代わって問題を解決するわけではありません。相談者と一緒に考えながら、解決方法を探っていきます。
- 大切なのは、一人で悩まずすぐに相談することです。相談は無料です。安心して消費生活センターを気軽に利用してください。
- トラブルに遭った時には、あきらめずすぐに消費者ホットライン「188（いやや）」番でご相談ください。（最寄りの消費生活センター等につながります）



©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999